

第3期埼玉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画（改訂版）策定支援業務委託仕様書

第3期埼玉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画（改訂版）策定支援業務については、業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところによる。

1 委託業務の名称

第3期埼玉県後期高齢者医療広域連合データヘルス計画（改訂版）策定支援業務委託

2 業務の目的

埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、令和6年2月に「第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「第3期計画」という。）を策定し、令和11年度までの6年間を計画期間として、計画に沿った各事業を実施している。

甲は、計画期間の中間時期（令和8年度）に中間見直しを行うため、これまでの取り組みを評価するとともに社会状況の変化を踏まえ、今後取り組むべき課題を整理した「第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）改訂版」（以下「計画」という。）を策定する。

受託者（以下「乙」という。）は、レセプトデータ等を分析し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を目指した計画作成のため、医療等に関する情報分析、資料の作成、計画案の作成及び冊子製作を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の内容

乙は、甲から提供を受けたレセプト・健診・介護・被保険者情報等のデータを用いて、国が示す「高齢者保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」（以下「手引き」という。）に準拠し、甲の計画作成のための医療費等の分析を5のとおり行い、表やグラフ等の資料を作成し甲に提供する。

乙は、分析結果を基に計画案を作成する。

甲は、乙が作成した計画案について、隨時検討・修正を行う。

乙は、別紙のスケジュール案に沿って甲の示す修正及び校正を計画案に反映し、計画の最終案を作成する。

乙は、甲が承認した計画の最終案を製本し、電子記録媒体及び冊子により甲へ納品するものとする。

（1）甲から乙に提供するデータについては次のとおりとする。

- ① レセプト（医科、歯科、DPC、調剤）データ
- ② 健康診査・歯科健康診査に係る結果データ
- ③ KDBシステムデータ

※ KDBシステムデータとはKDB（国保データベース）システムから抽出可能な「医療・健診・介護」に関する各データをいう。必要に応じて甲から乙に提供する。以下同じ。

- ④ 適正受診・適正服薬の推進事業に係る結果データ
- ⑤ 被保険者データ
- ⑥ 外字データ
- ⑦ 計画に関するもの

※ その他、業務履行に必要なデータは甲乙で協議のうえ決定する。

- (2) 各データは、乙が用意する電子記録媒体に格納のうえ、提供するものとする。
- (3) 乙は、甲が乙にデータ提供を行うにあたり、運搬に係るセキュリティ体制を整え、プライバシーガード便を使用すること。
なお、データの提供に係る郵送料等の費用（媒体（暗号化及びパスワード機能を備えた外部記憶媒体等）の費用を含む。）については乙が負担すること。
- (4) 提供場所については、甲の指定する場所とする。
- (5) 詳細な提供データ形式及び提供範囲は甲乙協議のうえ決定する。

5 業務にあたり分析する内容

手引きに示される計画様式の項目及び「第3期計画」の分析項目を基本とし、その他、計画に必要な項目は適宜甲乙協議のうえ決定する。

なお、各分析項目において、県全体と市区町村別にそれぞれ分析することとする。
また、分析に当たっては、甲より受領したデータ及び公的機関の公開する情報を活用するとともに、KDBシステムデータを活用すること。

分析の内容は次のとおりとする。

- (1) 基礎統計（人口及び被保険者の推移と将来推計）
 - ① 人口及び被保険者数（総計・男女別の割合）
 - ② 人口及び75歳以上人口割合の推移と将来推計
 - ③ 被保険者数等の推移と将来推計
 - ・被保険者数の推移と将来推計
 - ・被保険者構成割合（75歳以上）の推移と将来推計
- (2) 寿命と死因
 - ① 健康長寿と平均寿命、平均自立期間
 - ② 死因割合
- (3) 健診・歯科健診に関するもの
 - ① 健診・歯科健診の実施状況
 - ・健診受診率の推移
 - ・健診受診率別市町村数
 - ・市町村別主要な健診項目の結果
 - ・歯科健診受診率の推移
 - ② 健診・歯科健診の結果

- ③ 健診・歯科健診者と未受診者の比較（医療費、生活習慣病罹患率等）
 - ④ 質問票調査の結果（国との比較等）
 - ⑤ 健康状態不明者の状況・割合
- (4) 医療費に関するもの
- ① 医療費の推移
 - ② 1人当たり医療費の推移
 - ・1人当たりの年間医療費（入院・外来・歯科・調剤）の推移
 - ③ 医療費の構成
 - ④ 疾病分類別医療費の状況
 - ・入院と外来の医療費に占める「大分類」の割合
 - ・入院と外来の医療費に占める「中分類」の割合
 - ・入院と外来の医療費に占める「小分類」の割合
 - ・生活習慣病等の順位（全国の医療費を比較）
 - ⑤ 性別・年齢別医療費の状況
 - ⑥ 生活習慣病の発生状況
 - ⑦ 人工透析患者の状況（人工透析患者数の推移・年齢階級別の人工透析患者数・人工透析患者の基礎疾患有病割合・新規人工透析患者数の推移・人工透析原因疾患）
 - ⑧ 後発医薬品の使用割合
 - ⑨ 重複・多剤投与者数
- (5) 介護保険に関すること
- ① 介護認定・給付費の状況
 - ・介護認定数の割合
 - ・75歳以上要介護（要支援）認定者の構成比
 - ・介護給付費の推移
 - ・1人当たり年間介護給付費の推移
 - ② 要介護度別有病割合
 - ・介護認定と疾病の割合
 - ③ 通いの場の展開状況
 - ④ 介護・医療のクロス分析
 - ・介護認定の有無による医療費
- (6) 共通評価指標に関すること
- ・市町村別ハイリスク者数（割合）の推移（低栄養該当者・口腔機能低下者・服薬（多剤）・服薬（睡眠薬服薬指導）・身体的フレイル（ロコモ含む）・重症化予防（コントロール不良者、糖尿病等治療中断者、糖尿病フレイル合併、腎症・CKD）・健康状態不明者）
- (7) 従前の取組に関する評価
- 広域連合の分析（事業実施結果・事業経過・最終評価）

6 計画案の作成に係る留意事項

計画案作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針等に沿った内容とすること。
- (2) 手引き、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版及び第3版」、厚生労働省等が実施する検討会資料、各種通知等最新の情報や数値の指標を反映して策定すること。
- (3) 埼玉県後期高齢者医療広域連合広域計画のほか、国が掲げる「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動：健康日本21（第三次）」、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」、埼玉県の「第四期埼玉県医療費適正化計画」、「第8次埼玉県地域保健医療計画（第4次埼玉県健康長寿計画）」、「健康埼玉21」、「第9期埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」、埼玉県内63市区町村の健康増進計画等及び令和6年度から開始している各種次期計画との整合性を図ること。
- (4) 甲の各種会議体の意見及び意見照会結果を受け、甲が指示する内容を協議のうえ反映し、計画の最終案を作成すること。

7 作成物の様式及び納品方法

乙は以下を甲に納品する。

納入期限は令和9年3月15日とする。ただし、計画の案文については、甲乙協議のうえ隨時納品する。

(1) 統計データ

データ分析によって得られた統計資料、分析結果を表やグラフなど
加工が可能なMicrosoft Excelで作成した電子ファイル 電子記録媒体 1部
※計画作成中の分析結果資料については、甲乙協議のうえ隨時納品

- (2) 国提出用統計データ（様式、集計内容等は手引きに準じる。）
- (3) 冊子データ（第3期計画改訂版＜本編＞・第3期計画改訂版＜概要版＞）
PDFファイル 電子記録媒体 各1部
- (4) 冊子 各400部
第3期計画改訂版＜本編＞（A4判カラー印刷で80ページ程度、製本したもの）
第3期計画改訂版＜概要版＞（A4判カラー印刷で15ページ程度、左2箇所ホチキス止めしたもの）

8 契約金額の支払方法

乙は、甲の規定による検査に合格したとき、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとし、甲は、乙の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

9 個人情報についての取扱い

- (1) 日本工業規格「JISQ15001：2006 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合し、個人情報について適切な措置を講ずる体制を整備・運用している事業者として認定（プラ

- イバシーマークを付与) 又は、類似の認定（情報セキュリティマネジメントシステム等）を取得し、若しくは同様の基準を自社で定め現に実施し、社外に表明していること。
- (2) 乙は本業務における個人情報に関する各部門の管理責任者及び取扱担当者を定めるとともに、社内の管理体制及び禁止事項について、甲と契約後、業務開始前に文書で提出すること。
- (3) 甲から個人情報を記録した電子記録媒体を受領するときは、受領書を提出し、業務完了後は、当該記録媒体を甲へ返却すること。
- (4) 甲から提供を受けた個人情報については、厳重に管理し、本業務に定める利用目的以外に使用しないこと。また、情報の複製は、甲の承諾を得た上で本業務の遂行に必要な最低限度の範囲において認められることとし、複製したデータは、業務完了後、確実に廃棄すること。
- (5) その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

1 0 権利の帰属

本業務による成果物に関する権利は、全て甲に属するものとする。

1 1 契約締結後のスケジュールについては、概ね別紙のとおりとし、詳細は協議により決める。

1 2 その他

- (1) この仕様書で定める業務の費用については、すべて乙が負担するものとし、追加の費用が発生する場合においても乙が負担すること。
- (2) 甲が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、迅速かつ的確に対応すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上で疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議しながら行うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた
 ●●●●●（以下「乙」という。）は、この契約による業務履行の必要により個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年広域連合条例第1号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全の確保)

第3 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、個人情報の厳重な管理及び保管、搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、電子計算組織（電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用してこの契約による業務に係る個人情報を処理するときは、乙以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、この個人情報取扱特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務履行のために個人情報を収集するときは、当該業務の履行に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(調査の実施)

第8 甲は、この契約による業務に係る個人情報を保護するために必要があると認めるときは、乙に対して個人情報を取り扱う業務の管理状況等について調査を行うことができるものとし、乙は、これに協力し必要な情報を提供しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第9 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを起こさない方法で確実に処分しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

